

被後見人も職員に

明石市が条例制定へ

全職種で受験可能に

兵庫県明石市は18日までに、地方公務員法の欠格条項に該当する成年後見制度上の「被後見人」や「被保佐人」も全職種で職員採用試験を受けられるよう、新たな条例を制定すると発表した。市によると、一部の職種で受験可能な例はあるが、全職種での受け入れは全国の自治体で初めて。19日に開会する市議会に条例案を提出し、4月の施行を目指す。

明石市は、障害者採用試験で対象者を広げるなど障害者の自立や社会参加を促進する取り組みに加えており、条例制定でさらに門戸を広げる狙いがある。

条例案では、被後見人や被保佐人を職員に採用できるほか、職員が新たに被後見人や被保佐人に認定された場合も失職しないとしている。

成年後見制度では、判断能力が不十分な成人を保護、支援する段階を後見、保佐、補助に3分類。地方公務員法は、このうち状態が重い被後見人と被保佐人は公務員になれないが、特別に条例を定めた場合は除外するとしている。

制度を巡っては、被後見人になると選挙権を失うとの公選法の規定が2013年に東京地裁で違憲とされ、法改正で投票できるようになった。